



梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第44号
 2022年 新年号

▶ 巻頭言 謹賀新年	大森 剛	2
▶ SDGsと本基金の活動目標	山田 庸男	3
▶ 近況報告		
・ 御岳山	林 醇	4
・ 最期まで泰然とー「孤独死」に思う	渡邊 雅文	4
・ テコンドー教室にて	細川 敬章	5
▶ SDGsと弁護士		
・ SDGsーすこし踏み込んでみました	増田 広充	6
・ 気候変動とSDGs	松尾 友寛	7
・ ジェンダーの平等の実現	岩田 和久	8
・ SDGsと外国にルーツがある子どもの教育権保障	三好 吉安	9
・ 「ビジネスと人権」と企業活動	才木 晴幹	10
・ SDGsとつながらない権利	日下部太一	11
・ SDGsとCSR	越知 覚子	12
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	13
▶ 独禁コーナー	戀田 剛	15
▶ 知財コーナー	甲斐 一真	17
▶ 近時の注目判例	松久 僚成	18
▶ 健康一口メモ	小杉 圭右	19



巻頭言

謹賀新年



代表社員弁護士
大森 剛

2021年もコロナ一色の1年でした。オリンピックやパリンピックも行われ、感動的なシーンも多々ありましたが、やはり、全体的にコロナ禍が人々の生活に影を落とした1年といつてよいと思います。

感染拡大も第5波にまで及び、わが国の経済にも大きな打撃を与えました。

一方、わが国では、ワクチンの接種率も上がり、2021年10月下旬までの都市部での緊急事態宣言の効果もあつてか、本稿の脱稿時点では、感染者数、重症者数ともに激減し、自粛要請などが解除されるなど、状況は一応の落ち着きを見せているように思われます。もっとも、海外ではワクチン接種率が高いにもかかわらず感染が拡大している国もあり、これから冬にかけて第6波が到来するとの懸念もぬぐいきれず、いまだ宙ぶらりんの段階といえるでしょう。

しなしながら、コロナウイルスが完全に撲滅されることはないと思われるなか、経済の足踏み状態が続くことをこれ以上許容するわけにはいかないので、そろそろ経済回復に目を向ける必要があるように思います。

コロナにより我々の生活や仕事のやり方など、一定の変容を余儀なくされたところもありましたが、その変容のよい部分は維持しつつも、それ以外はコロナ前の状況に戻るようにしていかなばならないと思います。

その意味で、本年は「コロナへの対策」から「コロナとの共存」へと、名実ともに舵を切っていくべきでしょう。

もっとも、経済面で気になるのは、コロナ対策として

中小企業に対して行われた、コロナ融資のことです。これらはコロナにより業績が悪化した中小企業に対して政府の保証のもと行われた融資で、現在は一定期間返済が据え置かれていますが、新聞報道によれば、本年末頃から順次返済が開始されることとなるということです。

もともと、わが国では財務基盤が強固とは言えない中小企業が多いといわれています。このような、さほど余力のない企業がコロナによりさらに業績が落ち込んでいくのですから、経済が完全には元には戻らないと思われるなか、今後の業績が従前の状態まで回復することすらおぼつかず、コロナ融資の返済ができるところでキャッシュフローを生み出すことなど到底出来ない企業が続出することが懸念されます。

このままいけば、企業倒産が相次ぎ、大不況となつてしまう恐れがあります。個人については、すでに、コロナにより住宅ローンや事業借入れの返済が困難な場合、破産を回避するための債務整理の手法が政府から提唱されており、企業についても、同様に何らかの措置が用意されると思います。しかし、債権放棄を金融機関に求めるだけではモラルハザードが起きることから、債務整理を許容するにせよ、経営者責任、株主責任を一定程度問わざるを得ないと思われれます。その結果、自らの事業を手放さざるを得なくなるなど、無傷での着陸は困難なように思われます。このように、経済回復には一定の痛みを伴わざるを得ないと思いますが、それでも希望を捨てずに、一步一步、歩みを進めていくしかないように思います。

コロナウイルスの世界的な感染拡大を経験し、われわれも、世界の一部であり、世界規模でものを考えなければならぬと痛感させられました。

ビジネスの世界では、従来、企業は株主のものであるという意識が大勢を占めていましたが、最近はそのに加えて、企業は、その活動において人権や環境を守らなければならないといわれるようになっていきます。たとえば、調達先の外国企業が過酷な労働条件を労働者に強いていることから、商品の不買運動などが起こるなど、サプライチェーンと人権についての関心が高まっています。

また、近時、SDGsという言葉をよく聞くようになりました。これは2030年までに達成を目指すことを世界が合意した「持続可能な開発目標」で「誰一人置き去りにしない」ことがうたわれています。

このSDGsは、法律の世界でも十分にあてはまるものと考えており、今回、本誌ではこのSDGsの特集を組んでおりますので、ぜひお目通し下さい。

コロナでわれわれが得た教訓は、自分だけがよいという考え方では、世界ひいては自分を減ばしかねないということです。

われわれ弁護士の使命は依頼者の利益を極大化することですが、他者への配慮が結局依頼者の利益を極大化することにもつながるという視点も大切にしなければならぬと思っています。

SDGsと 本基金の活動目標



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸 男

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、世界の感染者は2億人を超え、死者も499万人以上にのぼっています。わが国では、ようやくワクチン接種が大きく展開し、緊急事態宣言も解除され、第5波のコロナ感染も減少しつつあるなかで新年を迎えることになりました。しかし、この原稿を書いている令和3年11月1日現在で、わが国でも死亡者が18,275名となり、朝日新聞の調査では、医療体制の不備から入院できない自宅待機の感染者が200名あまり亡くなっているとのことで、やりきれない思いが募っています。令和3年9月22日付全国紙に、宝島社が「国民は自宅で見殺しにされようとしている」と全面広告を掲載しました。宝島社が多額の費用を投じて国民の怒りを代弁してきたことに、改めて国民の共感を呼んだことと思われれます。

さて、本基金も本年で10年目を迎えることになりました。現在、74名のひとり親家庭の中高生に塾代等の支援をしており、これまで130名の卒業生を送り出し、多様な高等教育の機会を提供しており、毎年の給付型奨学金はこれまでで総額1億7000万円を超えています。現在も子どもの貧困率は13.5%で7人に1人が相対的貧困状態にあり、しかも貧困は連鎖します。塾に通わせたり勉強の環境を整えたりする余裕が親に乏しいからであり、この負の遺産を断ち切るには「教育」だと思っています。私は、学びの機会を平等に与えることについて、福

祉の問題というよりも日本の成長戦略として応援したいと考えています。

また、本基金を卒業した大学生同士をつなぐ輪として、「Link」という同窓組織が立ち上がりました。さらに、ひとり親であるがゆえに色々な悩みや課題を抱えながら孤立感の中で頑張っている保護者同士が励ましあえる明るい環境を作るために「ゆるつと絆の会」を発足し、令和3年10月8日に本町のレストランで総会が開催され、40名近くの人達が集うことができました。恒例の行事はコロナ禍で自粛していますが、令和3年12月29日には、餅つき大会を開催する予定です。支援をしている中高生を核にして卒業生やさらに保護者たちにも連帯の輪が広がり、確実に活動が定着しつつあると実感しています。

貧困・格差・教育は、きずな基金の基本理念であり活動の原点です。最近、急速に経済界を中心に「SDGs」が提唱され、マスコミも盛んに取り上げるようになりました。SDGsは、2015年国連サミットで決議された、持続可能な成長目標として掲げられた17の目標と169のターゲットを2030年までに達成しようという壮大な取り組みです。17の目標の中には「質の高い教育をみんなに」「貧困をなくそう」「人や国の不平等をなくそう」などの教育、貧困、格差が含まれており、正に、本基金が目指す目標はSDGsの取り組みそのものです。最近では、街中で背広にSDGsバッジを付けて



令和2年夏、卒業生達が企画・実行した交流会でのクイズ大会の様子

ぜひ、本基金の活動に引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

いる人を多く見かけます。この活動は、地球規模の気候変動を含む持続成長のための目標ですが、単なるお付き合いの活動ではなく、一人一人が日常活動として実践することが求められている目標・課題です。SDGsバッジを付けることの意味を十分理解して欲しいと思います。その精神は自己の欲望を抑え他者の利を図ることにあると理解しています。今年は、本基金10年を迎え、祝典や記念誌の発行を計画しており、これまでの歩みを総括しながら次の世代へのバトンを託したいと願っています。

近況報告

「御岳山」



弁護士
林 醇

先日、空の青さに誘われるように、40年ぶりに御岳山に登ってきた。と言ってもロープウェイで7合目まで行き、8合目付近を散策しただけだったが、日陰には雪が薄く残り、上を見ると、抜けるような青空の下で剣が峰などは白く輝き、下を見ると、トウヒやシラベ等の緑の針葉樹と紅葉したカエデ類や黄葉したブナやダケカンバ等の色のコントラストとグラデーションが目に見えた。

そのボリュウムは突出しており、わが国でも屈指の山体の大きさを誇る活火山である。そして、民謡木曽節に「木曽の御嶽さん」と唄われているように、木曽地域に住む人々から愛され親しまれている山でもある。「飛驒の御岳山」とは決して呼ばれない。しかし、木曽地域に住む人々にとって、御岳は朝な夕なにその姿を眺め、身近に感じられるような山ではない。木曽地域の主な町は中山道の通る木曽谷に沿って点在しているが、御岳を眺めることのできる

場所はほとんどない。ただ一か所、晴天時や空気の澄んだ日に、木曽川の支流・王滝川が本流に注ぐ地点から御岳の7合目から上を遠望できるのみである。他の場所から御岳を望むことはできないのである。名古屋から松本方面に向かう中央線の電車に乗ると、木曽福島駅に到着する数分前にほんの数秒間左側の車窓をかすめるだけであるから、御岳が見えていてもこれに気付く乗客は少ない。にも

かわらず、御岳が木曽谷に住む人々から愛され親しまれているのは、御岳が信仰の山。人の霊魂が生まれ、そして帰って行く母なる山であり、人々の心の中に常に存在するからなのであろう。御岳山中には2万基を超える石碑（霊神碑）があるとされている。散策中、随所に存在する霊神碑を見ながらそんなことを考えていた。

「孤独死」に思う

最期まで泰然と



弁護士
渡邊 雅文

この半年の間に、拙宅の近隣住人二人が相次いで亡くなった。何れも高齢者であり、世にいう「年に不足はない」という年齢に達しておられた。しかし、北隣の御婦人が2021年10月末に亡くなられたことを同年11月初めに知ったこと

に関しては、少しばかり心残りなことがあった。お元気に生活しておられるかと何時も気にかけて、自宅の風呂場と隣家の台所兼居間が拙宅の車庫越しに並列しているところから、自分が入浴する度に隣家の明かりが灯っていることを確認して、今

日も元気で生活しておられるなど陰ながら見守っている心算でした。

しかし、隣家の御婦人は心臓の自然停止で孤独死されたことが後日に判明した。

何と電灯を点灯したまま亡くなってしまった。後知恵であるが隣家の新聞受けに何日分も新聞が溜まっていたことを見逃していた。

自宅前の道が坂道で当の隣家は上り坂になるので、自動車では毎日門前を通行するが徒歩で通行することが少なかったためである。

今の家に住んでもう17年になるが、去年、今年の2年間に北側に位置する横一列3軒の一人暮らしのご老体が相次いで身罷られた。

お三方とも介護施設の世話にならず最後まで自立しておられたのは頭が下がる思いです。

このように近隣住人が次々に亡くなると、まだまだ先の事と考えていた自分の死という現実、真摯に向き合わねばならなくなったことを自覚させられます。

生々流転、人の世は流れる水のごとく止まることはないが、世に棲む日々を、多少なりとも世の為人の為に有効活用し、泰然としてその日を迎えたいとの思いを新たにしております。

その日までは頑張る所存です。で、今後とも宜しくお願い致します。

テコンドー教室にて



弁護士
細川 敬章

子どもたちが通う水泳教室がコロナの影響で閉鎖となり、有り余る体力のはけ口を探していた頃、妻がBTSにハマり、我が家に

韓国旋風が吹き荒れ、その影響で子どもたちがテコンドー教室に通い始めることになりました。しばらくたつと、親子で受講するコースがスタートし、運動不足解消のため私もテコンドー教室に通い始めました。練習中にさぼっている子がいると、連帯責任として道場内の100本ダッシュが課されたりもします。付き添いの親たちも駆り出され、やせ我慢で走るのですが、練習後の数日間、激しい筋肉痛が続きます（苦笑）。

正しい大人が減ったからかという、社会がそこまで乱れているわけではなく、正しい言動がしにくくなったせいではないかなと感じます。日常の何気ない言動が簡単にインターネット上に掲載され、多数の評価にさらされる過度の情報化社会は、人の正しい言動、勇気にもブレーキをかけているように感じます。インターネットへの安易な書き込みが悲惨な事件を生み出している現実、心を痛めます。私が尊敬する、日々猛烈な勢いで読書をされる方はインターネットは全く見ないと仰っています。なぜかを問うたところ、「弱い人間のやることだから」とバツサリ切っていました。極端な意見ではありますが、言い得て妙だとも感じています。

テコンドーを通じ、正しい言動をためらわずに行うことができる強い人間でありたいとの思いを新たにする今日この頃です。

SDGsと弁護士

SDGsに すこし踏み込んでみました



弁護士
増田 広充

今回の本誌の特集はSDGs（エス・ディー・ジーズ）です。

SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されました。

英語の「SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS」の各単語の頭文字と最後のsをつなげた造語です。

意味としては「持続可能な開発目標」と訳されています。

2030年を一つのゴールとして、「誰一人取り残さない」持続可能で多

様性と包括性のある社会の実現を目指すとされています。

SDGsやそのキャンペーンについては批判的な評価もあるかもしれませんが、

世界的取り組みということは、多種多様な価値観にさらされることを意味するので、否定する見解があってもなら不自然ではありません。

ただ、SDGsを好意的、ポジティブに評価し、より良い将来のための道標として受け止める方も多数いらっしゃると思います。

大阪弁護士会も、SDGsを積極的に取り入れ、人権活動等にシンクロさせる試みが進められており、ホームページでもSDGsコーナーを特設しています。

本誌でも後者の立場から、弁護士の観点も踏まえ、幾つかのテーマについて若干の解説をしたいと思います。

持続可能という言葉から、真つ先に

連想されるのは環境問題や資源・エネルギー問題ではないでしょうか。

SDGsで掲げられた目標は17ありますが、その内、環境や資源・エネルギー関連は「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう」「陸の豊かさを守ろう」と4つもあります。

本誌では、特に気候変動に焦点を当て、京都議定書に遡り、地球規模の温暖化傾向と温室効果ガス削減の努力等についてご紹介します。日本では欧米に比べ、気候変動に対する関心が高いとはいえないという現状は直視する必要があるようです。

環境問題と並んでSDGsで重視されているのが人権です。17目標のうち、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平

和と公正を全てのの人に」などは、まさに人権問題と直接的に関連しています。

ジェンダー平等は女性差別の撤廃という概念に留まらず、性別を超えた多様な生き方を尊重し合う環境を作ることに、多様性と包括性のある社会を目指すことにつながります。このジェンダー平等の意義等についてまとめてみました。

SDGsでは人権問題に関連し、「質の高い教育をみんなに」という目標もあり、この目標は日本国憲法がうたう学習権の保証と親近性があります。

本誌ではさらに一歩踏み込み、外国人の子ども達における学習権の現実について言及しました。

国内在住の外国人の子ども達に、文化と教育を提供していくことは、開かれた日本、持続可能な日本を目指して行くために不可欠のテーマとも言える

のではないのでしょうか。

人権は企業活動においても重要な要素になってきています。

SDGs採択以前の2011年に、国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されています。本誌では、ビジネスと人権をテーマに、企業活動と人権の関係をご報告しています。

企業が人権に関して先進的な取り組みをすることが、結果として売上げの増加やブランドイメージの向上、人材採用でのアドバンテージにつながる等のメリットが指摘される一方、人権への取り組みが不十分な場合は損失を招くリスクがあるようです。

企業と人権と表裏の関係にあるテーマが労務に関する問題でしょう。

持続可能な社会のため、働きがいのある人間らしい仕事が目指されています。その中で、勤務時間と勤務時間外の峻別をより徹底し、プライベートな時間には会社からの連絡を禁止する「つながらない権利」についてご説明しています。フランスやポルトガルでは立法化されたことです。

企業と人権に近いところでは、CSR（企業の社会的責任）という活動が

挙げられます。

SDGsはCSRをさらに一歩進めた存在なのかもしれません。大阪商工会議所の調査によると、従業員300人を超える企業の4分の3以上がSDGsに取り組んでいるとのこと。この点について、本誌で「SDGsとCSR」をテーマにさらに詳しくご説明しています。

ぜひ、ご一読ください。

気候変動とSDGs



弁護士
松尾 友寛

SDGsは、経済、社会及び環境の3つの側面を調和させ、持続可能な世界を実現するための目標とされます。SDGsは国連において2015年に採択されましたが、同じ年、パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、気候変動に関する国際条約である「パリ協定」が採択されました。SDGsの17の目標の中には、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を

講じる」という目標があることから、本稿では、環境、気候変動の側面からお話をさせていただきます。

今日では、「環境問題」は、世界で広く認識されている重要なトピックであるといえますが、我が国においては、戦後、1960年代から始まった高度経済成長により、国民の暮らしは豊かになったものの、その代償として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などの「公害問題」が発生し、この公害問題を契機として、1967年に「公害対策基本法」が施行され、1971年には環境省の前身である環境庁が設置されるに至りました。そのため、私は、日本においては、公害問題が発生して以降、長年、経済と環境とはトレードオフの関係にあると考えられ、環境保護の必要性が認識されるに至ったものの、経済発展のためには環境を犠牲にすることはやむを得ない、との考えが一般的であったように思います。

しかし、1997年に京都市で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された「京都議定書」において、日本を含む先進国の温室効果ガスの削減目標が定められ、気候変動が人類の存亡に影響する深刻な問題であることが世界に

対して警告されました。日本においても、ようやく、人類の存続と発展のためには環境との調和が必要であることが認識されるようになり、経済活動が環境との調和を意識したものとなっていくきっかけとなったのではないかと考えています（ちなみに、ハイブリッドカーの先駆けである「プリウス」が発売されたのが1997年であり、トヨタは、プリウスについて、当時は一般的ではなかった「環境」と「資源」をテーマとして開発したものであると述べています）。

COP3以降、気候変動に関する世界の関心は高まったといえますが、近年では、日本においても、夏の猛暑、豪雨災害の頻発、動植物の分布域の変化など、私たちの生活を脅かすような事象が発生し、（科学的な裏付けがあるかどうかは争いがあるものの）気候変動の影響を考えざるを得ない状況になっているといえます。

このような情勢下で、前記パリ協定においては、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」、そして「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」などが定められ

ました。日本は、C O P 21 の開催に先立ち、2030年度までに2013年度比で26パーセントの温室効果ガスを削減するとの削減目標案を提出しており、今後、この目標を達成することが求められることになりました。その後、日本においては、2018年6月、気候変動への適応を推進することを目的として「気候変動適応法」が制定され、これにより、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策が法的に位置づけられ、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動への適応の推進のため担うべき役割が明確化されました。さらに、日本政府は、2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しています。

SDGsの目的である持続可能な世界を実現するには、気候変動への対応は必須といえますが、日本では、欧米と比較すると、気候変動への関心は決して高いとはいえません。このことは、先日行われた衆議院選挙において、気候変動への対応が大きな争点とならなかったことに表れています。しかし、気候変動は、私たちの生活を脅かす可能性のある重大な問題であることから、ひとりひとりが関心をもつて取

り組んでいくべき課題であるといえます。

ジェンダーの平等の実現

弁護士 岩田 和久

現代社会では、男性の役割や女性の役割など、個人ではなく「性別」という属性によって生き方や働き方が決められてしまう実情があります。

この、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）という区別がもたらす役割の押し付け等の弊害を是正し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう社会づくりが企図されています。

2 SDGs 目標5 「ジェンダー平等を実現しよう」

世界中の人々が豊かに暮らし続けていくための世界共通の目標として、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも、

17ある目標のうちの一つ「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」で、ジェンダーの問題が大きく取り上げられています。

この目標5が企図する達成目標は①すべての女性に対するあらゆる差別を撲滅する。

②すべての女性へのあらゆる暴力（売春や、性的な目的などで一方的に利用すること等）を撲滅する。

③子どもの早すぎる結婚、望まない強制的な結婚、女性を傷つける慣習しを撲滅する。

④家庭内の子育て・介護や家事等は金銭的な対価が発生する仕事と同じく大切な「仕事」であるということを、公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて、認めるようにする。

⑤政治・経済・社会の中で意思決定の場に、女性と男性が同じように参加し、リーダーになれるようにする。

これらの具体的な達成目標が掲げられる背景事情としては、「女性は家庭で家のことをするべき」という考え方が根深く、成人しても家庭の外に出て仕事をするのが許されない女性もまだなお多くいます。また、世界的に見ても、家庭内暴力の被害者のほとんどは女性です。さらに、先進国でも、男性のほうが女性より所得水準が高く、

政治家や研究者に女性の割合が少ない等、女性が社会で活躍する機会が少ないという社会の実情が挙げられます。

こうした課題を解決するために、この目標では、女性への差別や暴力をなくし、女性が能力を伸ばし、活躍の場が拡大するための社会の仕組みづくりがターゲットになっています。

3 他の目標とジェンダーの平等の関連性

また、ジェンダーの平等は、SDGsの掲げる他の目標にも関連しており、目標3「すべての人に健康と福祉を」との関係では、望まない妊娠を防止するという観点、目標4「質の高い教育をみんなに」との関係では、女性の進学率を男性と隔たりない水準まで引き上げるという観点、目標8「働きがいも経済成長も」との関係では、職場での性的嫌がらせや、妊娠、子育てを理由としたキャリア形成への負荷や賃金差別を是正するという観点、目標16「平和と公正をすべての人に」との関係では、女性を対象とする暴力を撲滅するという観点が盛り込まれています。

このように、複数の達成目標が相互に紐づいていることから、如何にジェンダーによる格差が現代社会で根強く残存しているかを見て取ることができ

ます。

4 最後に

日本では、女性差別を是正するために、男女共同参画という言葉で、このジェンダーの平等の実現に向けて多くの取り組みがなされてきていますが、先進国としては、未だ道半ばという実情が否めません。

また、伝統的には女性差別の問題として捉えられているこの問題も、男女二分論を前提とした議論であり、いわゆるLGBTの属性の方々への差別問題も、ジェンダーの平等の実現には不可欠な視点です。

多様な属性の人々が、個人の尊厳を誇り、対等に生活できる社会作りが期待されるところです。

SDGsと外国にルーツがある子どもの教育権保障



弁護士
三好 吉安

SDGsの目標4は、「質の高い教育をみんなに」です。そこには、①「全ての子どもが無償かつ公正で質の高

い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」、②「2030年までに、全ての人々が、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする」などのターゲットが掲げられています。

大学進学を諦めないために、学習塾化の給付型支援を行う「梅ヶ枝中央きずな基金」（代表理事・弊所所長）も前記ターゲット②にまつわる活動といえることができますが、別頁で紹介されていますので、本稿では、私が大阪弁護士会の子どもの権利委員会、中でも、外国人の子どもの人権部会に所属して活動している関係で、外国にルーツを持つ子どもの話に絞って、SDGsにまつわる取り組みを紹介させていただきます。

コロナ禍で一段落しているとはいえ、日本経済は、外国人がいなければ回らない状況になっているといっても過言ではありません。コンビニに行っても、多くの外国人店員が深夜まで働いてくれています。当然のことですが、外国人も日本で子どもを産んだり、母国から日本に子どもを帯同したりします。

日本では、外国人も、公立の小中学校に通うことができますが、子どもたちは、親と違い、受動的に、日本で

の生活を余儀なくされることが多いのです。そのような子どもたちが学校に通うことができて、「日本語による授業だけの世界」に放り込まれるのであれば、初等・中等教育が保障されているとは到底言えません。文部科学省によれば、2020年5月1日現在で、全国の公立小中学校に、通常の授業のほかに、「日本語」の授業が必要な子どもが約3万8千人いるそうです。子どもたちは、一部の授業時間中にクラスを離れ、「日本語」の授業を受けるのですが、教員には「日本語」教科の免許状はなく、詳細な統一カリキュラムもないため、「日本語」クラスの先生方は手作りで授業を作り上げており、良い面もある一方で、全国的に一定水準を確保することが難しい現状にあります。

公立学校も様々な努力をしています。公立学校だけが環境を整備すればよいというものではありません。学習指導要領がある以上、公立学校では、外国人の母国語を主体とした教育はできません。その点、様々な外国人学校では、母国語を主体とする教育が行われています。子どもたちは前記のとおり、受動的に日本に来ることも多く、将来、日本に住み続けるとは限らないので、母国語も重要です。また、母国語を学ぶ機会のなかった子どもは、母

国語しか話すことができない親とスムーズなコミュニケーションを図ることができず、親子の対話による成長の機会を失うこともあります。母国語を主体とする教育機関の存在も重要です。

また、公立学校に通いつつ、放課後は、ボランティア等がきめ細やかに宿題をサポートしてくれたり、学校の授業に遅れないようフォローしてくれたりするような放課後教室が、大阪でも数か所あります。これらの放課後教室は、同じようなルーツを持つ子どもたちがほっとできる「居場所」にもなっています。しかし、どこも授業料は少額なので、財務状態が厳しく、先生方の熱意に支えられているのが実情です。

外国にルーツを持つ子どもへの教育権保障は、もちろん人権保障として重要ですが、それにとどまらず、少子高齢化が顕著な日本において、外国ルーツの人が活躍し、成長が持続する社会をつくるための課題でもあります。

公立学校のみならず、外国人学校、放課後教室といった多様な教育機関が共存、協力することで、「公正で質の高い初等教育及び中等教育」が保障されることだと思いますので、外国にルーツを持つ子どもたちの教育を受ける権利が実質的に保障されるよう、

行政は予算を多様な教育機関に適切に割り振ってほしいです。

委員会としては、公立学校の現場で努力しておられる先生方や、多様な教育機関との交流を続け、地道な活動にもっとスポットライトが当たるようにしたいと思います。また、一弁護士としても、例えば離婚事件では、一方の親の代理人となることが多いわけですが（子どもの手続代理人という仕事もあります）、子どもたちが、親の事情に翻弄されながらも、進学之梦を諦めなくて済むような環境整備をできるだけ心掛けていきたいと思っています。

「ビジネスと人権」と企業活動



弁護士
才木 晴幹

1 SDGsと「ビジネスと人権」

昨今、国連でのSDGsの採択や経済活動のグローバル化の進展に伴い、ビジネスと人権に関する事業上のリスクについて、消費者や投資家からの関心が高まっています。このような世界的潮流の中、2011年には、国

連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」（いわゆる「ラギー原則」、以下「指導原則」といいます。）が採択されました。

指導原則は、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスが柱とされており、全ての国家及び企業に対し、人権の保護・尊重への取組を促しています。その中でも、企業活動において最も重要なのが、②であり、企業は、社会的・道義的な責任を十分に認識し人権を尊重することが明確に求められています。

2 指導原則と国内行動計画（NAP）の策定

指導原則では、各国に対し、指導原則の普及・促進のための国内行動計画（NAP: National Action Plan）の策定を推奨しています。なお、SDGsに併せて策定された「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表）」においても、NAPの策定が具体的な施策課題として掲げられました。

これを受け、日本でも、2020年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020・2025）が策定・公表されました。この日本版NAPは、第1章から第4章で構成されてお

り、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、人権デューデリジェンスを実施することへの期待が表明されています。

3 企業による人権への取組の必要性

近年の「ビジネスと人権」に関する社会の関心の高まりを受け、人権に関する取組が企業活動に与える影響が大きくなっています。

人権に関する先進的な取組は、結果として売上の増加、採用競争力や企業のブランド価値の向上につながるものが分かってきました。他方で、人権に関する取組が不十分な場合は、不買運動の発生、既存顧客との取引停止、投資の引揚げといった企業の損失につながるおそれがあると指摘されています。

4 指導原則が企業に求める3つの行動

指導原則は、企業の責任として、人権を「尊重」することを求めており、事業活動による人権への負の影響を防止、軽減するために企業が実践すべき具体的な行動として、以下の3つを示しています。

(1) 方針によるコミットメント
企業が人権尊重責任をどのように理解し、自社の従業員や自社の事業に係るビジネスパートナーにどのような期待するかと明示した人権方針を策定、公表することです。現在でも多くの企業が、「人権ポリシー」や「ダイバシティ経営推進方針」などの形式で策定、公表しています。

(2) 人権デューデリジェンスの実施
企業の事業による人権への負の影響を調査分析し、人権に対するリスクを特定するとともに、特定されたリスクへの対応として、教育や研修による社内啓発活動、社内環境・制度を整備すること、サプライチェーンを適切に管理することが求められています。また、継続的なモニタリングによってリスクの再発状況を監視し、リスクへの対応状況を報告書などを通じて外部に情報公開することも同時に求められています。

(3) 救済措置の提供
実際に企業が引き起こしてしまった、又は助長してしまった人権への負の影響の是正・回復を可能とするための救済措置（メカニズム、プロセス）の整備が求められています。一例として、人権侵害が起こった際のホットラインの設置が挙げられます。

5 最後に

「ビジネスと人権」の取組は、もはや単なる企業の道義的責任にとどまらず、ビジネス上の重要なマネジメントツールであり、特にグローバルな市場において支障なくビジネスを展開するためには避けては通れない重要な取組です。「ビジネスと人権」の重要性について、マネジメント層をはじめとした全社員が理解し取組を進めていく必要があります。

SDGsとつながらない権利



弁護士
日下 部 太一

SDGsの目標8は「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する」とされています。そして、目標8のターゲットの一つとして、「2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並

びに同一労働同一賃金を達成する。」ことが挙げられています。

このような、目標設定に対し、日本では働き方改革と称して法改正が進んでいます。主なものとしては、①時間外労働の上限規制、②有給休暇の取得義務、③雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、が挙げられます。

そして、2021年現在の日本の目標8の達成状況については、「Challenges remain」という状態です。もともと、「SDGs achieved」となっている国は、スロベニアなど数国に留まります。いわゆる働き方のお手本として日本と比較されるスウェーデンなどの北欧などの国も日本と同じ達成状況です。日本で達成がされていないとされているターゲットは、経済成長率と労働災害発生率であることからすれば、冒頭で挙げたターゲットについて、日本は今般の働き方改革により世界的に見ても進んでいるとみて良いかと思われま

す。もともと、欧州を中心とした一部の国では、働き方改革を一層推進する動きが見られます。フランスでは「つながらない権利」が立法化され2017年に施行されています。ポルトガルにおいても、2021年11月に、勤務時間外に電話やメッセージ、電子メールで従業員に連絡することを禁じる法律

が施行されました。この「つながらない権利」とは、業務時間外のメール、電話を拒絶する権利とされています。現在の日本の法解釈では使用者は労働者に対して所定労働時間外（休日、深夜早朝も含まれます。）に対して連絡を取ることはもちろん、連絡をとった上で業務を命じることでも可能であり、ただ、時間外労働に対する対価すなわち残業代を支払えばよいとされています。しかしながら、「つながらない権利」に従業員が有しているとなると、所定労働時間外では会社はそもそも従業員に対し業務を命じることがもちろん、連絡も取ることができないということになります。

そして、この「つながらない権利」ですが、コロナウイルスによるテレワークの定着により日本でも注目されはじめています。日本労働弁護団が2021年2月に「労働者のためのテレワーク実現に向けた意見書」を発表し、つながらない権利を立法化することを求めたり、日経新聞においてもつながらない権利についての報道が2021年だけでも1月、5月、7月、9月及び10月になされたり、一部の企業などでは深夜早朝休日でのメールの送受信を不可能とするために従業員に貸与しているパソコンのログイン時間を制限する制度が導入されたり、「つ

ながらない権利」の権利化の機運が高まってきているようにも思われます。日本においては、「顧客対応のため業務時間外でも連絡をとるのは当然」「業務時間外でも連絡がとれ、さらに残業に対応できる従業員のほうを評価するのは当然」という風潮が依然として強いと思われます。しかし、特に日本の労働法分野は、判例が立法されてい

ない法理を採用することがよくあり、さらにその判例も社会として広く一般に受け入れられている考え方に基づいていないことも往々にしてあるため、「つながらない権利」がいつ裁判上で認められてもおかしくない状況です。そのため、今後、使用者としては、顧客がすぐに対応して欲しいと思っ



弁護士
越知 覚子

10 年ほど前までは、まだ「SDGs」という言葉は一般的に広がっておらず、むしろ「CSR」という言葉がよく使われていました。

SDGs と CSR、何が違うのでしょうか。

SDGs とは「持続可能な開発目標」と訳され、CSR は「企業の社会的責任」などと訳されます。具体的に何が違うのかという点については諸説ありますが、私としては、企業を主体として見ると、社会の一員である企業が持続可能な社会の実現(SDGs)に積極的に取り組むことで社会的責任(CSR)を果たし、その結果、当該企業の社会的評価や価値を高めるものと捉えることができます、SDGs と CSR は「地続きの概念」であって、CSR を具

か、と考えています。

各企業におけるこれまでの CSR の取組は多岐にわたるものの、「社会貢献活動」という側面が重視される傾向にあったように思います。つまり、企業が事業活動により得た利益を「ボランティア」として社会に還元し、これによって、当該企業が社会や株主から信頼を得ていくという構図が「CSR(企業の社会的責任)」の一般的なイメージではなかったでしょうか。

もちろん、このような構図自体を否定するつもりはありませんが、CSR(企業の社会的責任)は、必ずしもボランティア活動により利益を還元することのみを指すと理解する必要はなく、むしろ、社会全体をより良くするための行動全般を含む概念と考える方が、適しているのではないのでしょうか。そして、社会全体を「より良く」するためには、取組を持続させることが必要であり、「持続可能」という点を考えますと、ボランティアでは続かないことも多いと思われれます。

CSR(企業の社会的責任)のための取組を事業活動の中に組み込むことで、継続的に取り組むことが可

能になると言われています。他方、SDGs では、国連により具体的な 17 のゴールと 169 のターゲットが定められ、国としても日本が特に注力すべき「8 つの優先課題」を示しています。このように、SDGs は、CSR と比べ内容がより具体的に

に取り組んでおり、54・40 パーセントの企業が「準備を進めている・今後取り組みたいと思っている」と回答しています(令和 3 年 4 月 13 日付「SDGs が企業経営に与える影響調査の結果」より)。

企業が CSR 及び SDGs に取り組むにあたっては、自社の強みと社会への影響を分析し、課題を洗い出し、優先すべき取組を特定して目標を設定することが重要です。

当事務所では、所長弁護士 山田庸男が 10 年以上前から CSR 活動に取り組む、弁護士として企業の CSR 活動をサポートし、弁護士が各企業の橋渡しになることで社会全体を良くしていくことを目指しており、現在、当職もその活動に携わっております。CSR 活動の取組の中で培われた経験をもとに、弁護士の立場から、「SDGs 経営」の実現に向けたアドバイスもさせていただいております。抽象的な話題になりがちですが、ターゲットを定めて SDGs に取り組むことで、CSR も果たすことが可能となります。ぜひ、お気軽にご相談ください。



税制改正のプロセス

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



1. これからの税制と SDGs

税制は、税負担の公平確保などの理念に沿いながら経済社会の変化に対応できるよう、その仕組みは不断に見直され、絶えずその在り方を検討する必要があります。未来を先取りする社会変革の対応には、SDGs は重要な羅針盤となっています。新型コロナウイルスの感染拡大により、人間の安全保障が脅かされており、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組みを加速させることが求められています。世界が今、大きな変化に直面する中で、政府、企業、個人等がそれぞれの立場で取り組みを始めることが大切です。税制改正も SDGs 達成に不可欠なものと思われれます。

税制改正は、租税法律主義の下、立法の手続きをとることを要し、以下の手順で進められます。

2. 政府税制調査会(政府税調)と各府省庁要望

経済社会の変化等、各府省庁や各種団体の要望等を踏まえつつ、例年、予算編成作業と並行して、税制改正の作業が行われます。

政府税制調査会が中長期的視点から税制の在り方を検討する一方、毎年度の具体的な税制改正事項は、与党税制調査会が税制改正要望等を審議します。

8 月末日までに財務省に各府省庁の税制改正要望が提出され、取りまとめられ HP にアップされます。経済社会の構造変化を踏まえたこれからの税制の「要望」を見ることができます。

3. 与党「税制改正大綱」

12 月中旬ごろ、与党「税制調査会」が税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて「税制改正の大綱」が閣議に提出されます。各メディアで大きく取り上げられ、翌年の大まかな改正内容を知ることになります。

閣議決定された「税制改正の大綱」に沿って、国税の改正法案については財務省が、地方税の改正案については総務省が作成し、2 月初旬に国会に提出されます。

4. 国会による承認

国会では、衆議院と参議院のうち、まず先に改正法案が提出された議院において委員会での審議を経て、本会議に付されます。可決されると、もう一方の議院に送付され、そこでも可決されると改正法案は成立し、改正法に定められた日から施行されることになります。通常は、3 月末に国会の承認を経て、4 月 1 日に施行され

ます。また、法律公布と同時に改正される政令・省令も公布されます。

5. 財務省による税制改正資料の公表と通達改正

7 月ごろ、財務省から「税制改正の解説」が公表されます(「令和 3 年度税制改正の解説」は令和 3 年 7 月 9 日に公表されています)。改正の趣旨や関連条文番号が記載されていますので、重要な資料となります。

また、夏から秋にかけては国税庁による通達改正が行われます。実務では、法律、施行令、施行規則以外に通達が利用されます。改正通達は国税庁の HP に掲載されます。

6. 最後に

2 から 5 の流れのとおり、税制改正は 1 年をかけて改正法の施行にむけた調整や議論がなされます。キーポイントとなるのは 12 月に公表される「税制改正大綱」の発表です。ただし、税制改正大綱の内容全てが法律になるわけではありません。中には先送りや見直しが行われる可能性があります。日本は 2030 年までを SDGs 達成に向けた「行動の 10 年」となるよう、新たな時代を見据えた、税制改革を常に目指していると考えています。

一方で、外務省は 2010 年以降、継続して国際連帯税の新設を目指し、財務省へ「要望」提出をしてきましたが、2020 年度は要望提出を見送ったまま、現在に至っています。

「国際連帯税」は、発展途上国向けの開発資金を調達するために、国境を越えて展開する経済活動に対して課税をし、SDGs 達成のための資金に充てるという構想の税です(フランスや韓国では既に新設されています)。

新興国が世界経済の輪から取り残されることなく、世界全体が豊かになるような資金の流れを作り出すどのような提言が次になされるのか注目しています。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069 (担当: 座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

「スタートアップとの事業連携に関する指針」について



弁護士
戀田 剛

1 オープンイノベーションとは

「オープンイノベーション」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。オープンイノベーションとは、「イノベーション」（革新的なモノやコト）を効率よく創出する手法として、積極的に外部からの技術やアイデア等の資源を活用することを行います。企業と大学のいわゆる産学連携や、本日まで紹介するスタートアップ企業（以下「スタートアップ」といいます。）と他社との共同研究開発等がその例です（なお、オープンイノベーションの対義語は「クローズドイノベーション」であり、自社の中だけで研究者を囲い込んで研究開発を行い、イノベーションの創出を図る手法を言います。）。

有益な技術を有するスタートアップと、スタートアップとの事業連携を企図した大企業（以下「連携事業者」といいます。）の連携により、チャレンジ精神のある人材育成や革新的なイノベーションを図ることが、日本の競争力を向上させるために重要なことと考えられます。

しかし一方で、独占禁止法の観点からは、キャッシュフローや知財・法務部門

が脆弱なスタートアップが、事業連携にあたって、例えば以下のように、連携事業者の利益に偏重した契約を受け入れてしまうといった取引実態が問題視されていました。

- 連携にあたってスタートアップ側のノウハウが流出した
 - 成果物の定義が不明瞭な技術検証作業を無償で延々と実施し続けた
 - 研究成果である知的財産権が全て大企業に帰属することとされた
 - 研究成果について広範囲に及ぶ競業禁止を求められた
- このような背景から、公正取引委員会と経済産業省は、オープンイノベーションの促進と公正かつ自由な競争環境の確保を目的とし、2021年3月に「スタートアップとの事業連携に関する指針」以下「本指針」といいます。）を策定・公表しました。

2 各契約における 独占禁止法上の問題点

- ① 秘密保持契約（NDA）、
- ② 技術検証契約（PoC ≡ proof of

concept）、③共同研究契約、④ライセンス契約という4つの契約段階ごとに（時系列に応じて、①↓②↓③↓④という順序が必要となります。）、実態調査に基づく独占禁止法上の考え方が示されています。

以下では、これらの契約がどのようなものかについて簡単に触れながら、本指針で示されている考え方の一部をご紹介します。

（1）①について

A NDAとは
スタートアップと連携事業者は、事業連携を行うことを検討する段階で、相互に秘密情報を交換する場合があります。NDAは、その際に、秘密情報が当事者以外に流出しないよう、また、契約で定められた一定の目的以外に情報が流出しないよう、情報を受領した当事者に守秘義務を課すために締結する契約です。NDAを締結することで、スタートアップは自社の強みである技術情報やノウハウの連携事業者に対する開示を検討できるようになります。

I NDAに関して問題となる場面
大企業である連携事業者は、取引上の

最後のライセンス契約は、共同研究契約の交渉時点では明確に定められていなかったライセンス条件や技術情報の提供の有無、改良技術の取扱い等を定めておくための契約です。

I ライセンス契約に関して

問題となる場面

i 連携事業者がスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供を要請したり、ii 連携事業者がスタートアップに対し、他の事業者等への商品・役務の販売を制限する場合があります。
i については、正当な理由がないのに、スタートアップの知的財産権のライセンスが無償提供された場合、スタートアップは知的財産権の開発に係る費用回収ができなくなる一方、連携事業者は費用負担することなく知的財産権を使用することができます。これも優越的地位の濫用にあたるおそれがあります。

スタートアップ側の予防策としては、ライセンス対象、期間、独占・非独占といった許諾範囲を明確化した上で、当該知的財産の希少性・重要性、市場規模、価格や製品寿命等を幅広く検討した上で、適正なライセンス料を設定することが必要とされます。

ii については、開発されたノウハウ等の秘密性を保持するため必要な限りで販売を自己に制限することは原則として問題となりませんが、有力な事業者である連携事業者が、合理的な範囲を超えて、

地位が優越していることから、スタートアップに対しNDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請したり、スタートアップにのみ一方的に守秘義務が課され連携事業者には守秘義務が課されない片務的なNDAの締結を要請する場合があります。スタートアップは今後の取引に与える影響を懸念してこれを受け入れざるを得ないことがあります。

この場合、連携事業者の行為が、独占禁止法で禁止される優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）にあたるおそれがあります。

スタートアップとしては、自社の有する情報のうち、何が重要な秘密情報かをきちんと整理し、秘密情報の対象や範囲を明確にしたNDAを締結する（締結しなければ秘密情報を開示しない）ことが予防策として必要になります。

（2）②について

A PoCとは
PoCは、事業連携によつて想定される機能や性能が本当に開発できるものか等を検証するため、スタートアップが、検証の成果としてレポート（報告書）や試作品を製作するという業務を受

託する契約です。スタートアップにとつてPoCは、自社の有する技術や製品を他社に紹介し、採用してもらうための重要なステップです。

I PoCに関して問題となる場面

連携事業者がスタートアップに対し、正当な理由なく、無償のPoCを要請したり、その実施後にやり直しを要請することがあります。本指針では、連携事業者が次から次にPoCを要請し、スタートアップがこれに同じ続けていたものの、結局はその後の共同研究開発に至らず疲弊してしまうという状態を「PoC貧乏」と呼んでいます。このような場合も連携事業者の行為は、優越的地位の濫用にあたるおそれがあります。

スタートアップ側の予防策としては、PoCの目的や終了要件を定めておくこと、対価設定や共同研究開発への移行条件を明確にしておくこと等が挙げられます。

（3）③について

A 共同研究契約とは
共同研究契約は、共同研究開発における双方の役割や費用の分担、開発又は取得した知的財産権を両者の間でどのように帰属させるか等だけでなく、開発された技術にかかる事業化後の当事者の権利関係を定めるものであり、重要な契約です。

I 共同研究契約に関して
問題となる場面

連携事業者がスタートアップに対し、共同研究の成果である知的財産権を連携事業者のみに帰属させることを要請したり、「共同研究」とは名ばかりで専らスタートアップにより研究開発されたにもかかわらず、連携事業者が、共同研究の成果である知的財産権の全部又は一部を連携事業者に帰属させることを要請する場合等です。

このような場合も、スタートアップが共同研究契約を打ち切られる等の今後の取引に与える影響等を懸念し、このような条件を受け入れざるを得ない場合、優越的地位の濫用にあたるおそれがあります。

スタートアップ側としては、このような事態を防ぐため、共同研究開発において双方に期待される役割分担について事前に認識を擦り合わせ、その役割に応じて納得したリターンを設定することが重要となります。なお、研究開発経費を多く負担する側は、自らに知的財産権が多く帰属すべきであると主張しがちですが、知的財産権の帰属は当該成果の創出への貢献度等で決まるものですので、研究費用を負担したからといって直ちに知的財産権の帰属主体となる訳ではありません。創作的貢献をしていない者は、知的財産権を取得するためには対価を支払う必要があるのです。

（4）④について

A ライセンス契約について

3 最後に

以上、本指針についてご説明しました。實際上取引における力関係の問題もあるため、スタートアップ側が本指針の考え方をただちに実践可能かという困難な面もあると思われます。当事務所では、そのようなベンチャー企業・中小企業向けに、本年2月、各種契約書作成の重要性や実務上ポイントとなる点を解説させていただくセミナーを開催する予定です。関心がおありの方は是非ともご参加ください。



ウェブサイト上での 商標権侵害



弁護士
甲斐 真

～メルカリ上の出店ページにおけるハッシュタグとしての
使用が商標的使用と認定された令和3年9月27日付判決を題材に～

1 はじめに

ここ数年で、日常生活におけるインターネットの普及が進み、ほとんどの方がウェブサイトを通じた商品購入を行っています。

また、EC モールの発展により、自社ウェブサイトを構築しなくとも、簡単に自社製品をウェブ上で販売することが可能となりました。

さらに、近年では、メルカリ等のいわゆる「フリマアプリ」が流行し、事業者だけでなく、一般の方においても、自身で商品販売を行うことも一般的になりつつあります。

さて、インターネット上での商品売買に関する特殊性として、広告宣伝が極めて簡単に行えるという点があります。

これまでは、看板やチラシ等、一定の経済的基盤がなければ、消費者に対する有効な宣伝を行うことが難しい状況でしたが、インターネットの普及により、極めて低コストかつ簡易に、広範囲にわたる宣伝広告を行うことが可能になりました。

他方で、日本には、自社のブランド名や商品名、サービス名等を保護し、他社による出所混同を防ぐ方法の一つとして、商標制度が存在します。

この商標制度に関し、インターネットの普及とともに、その特殊性に鑑みたいいくつかの裁判例が存在していますので、本稿でこれらを簡単にご紹介したいと思います。

2 ソースコード上での商標の使用

(1) メタタグについて

皆様がパソコン上で閲覧しているウェブサイトは、ソースコードとして書かれた内容をブラウザが読み込むことで表示されています。特に、ウェブサイトのデザイン的な部分は、主に HTML というプログラム言語により構築されることになります。

HTML に記載される内容は、必ずしもウェブサイトの内容として表示されるものばかりでなく、google 等の検索エンジンにおいて検索結果の表示内容として記載される

ものもあります。

その一つとして、ディスクリプションメタタグ、タイトルメタタグ、キーワードメタタグといった「メタタグ」と呼ばれる内容があります。

ディスクリプションメタタグは、google 等の検索エンジンにおける検索結果において、あるサイトの説明文としてタイトルの下に表示されており、また、タイトルメタタグは、検索エンジンの検索結果において、ウェブサイトのタイトルとして表示されます。

他方、キーワードメタタグは、検索エンジンが当該ウェブページをクローラーが発見できるよう（＝検索結果としてヒットするよう）に、HTML 上に記載される内容であり、ディスクリプションメタタグ、タイトルメタタグと違って、当該ウェブページのソースコードを確認しなければ視認することができません。

以上を前提として、ディスクリプションメタタグ、タイトルメタタグ、キーワードメタタグにおいて、他人の登録商標を記載した場合、商標権侵害は成立するでしょうか。

(2) ディスクリプションメタタグ及びタイトルメタタグ

この点について、ディスクリプションメタタグ及びタイトルメタタグについては、検索エンジンの検索結果表示画面において利用者が閲覧できるような形でこれらのメタタグに記載された内容が表示されることをもって、商標権侵害が成立すると判断した裁判例が存在しています（大阪地判H17.12.8〔中古車110番事件〕、東京地判H27.1.29〔IKEA事件〕）。

(3) キーワードメタタグ

他方、キーワードメタタグについては、ウェブサイト自体にも検索結果表示画面においてもその内容が表示されないものの、実際は、キーワードを入力することで利用者に特定のウェブサイトを検索結果として表示するため、実質的に当該キーワードを宣伝に用いたと同じように考え、商標権侵害が成立すると考える余地もあろうかと思われます。

しかし、大阪地判 H29.1.19〔バイクシフター事件〕において、裁判所は、ディスクリプションメタタグやタイトルメタタグと異なり、キーワードメタタグについては、利用者において、キーワードメタタグとして記載された内容が実際には視認されるものではないことを主な理由として、商標権侵害の成立を否定しました。

(4) まとめ

このように、ソースコード上での記載に関しては、その記載内容が利用者に視認されるか否かを基準として、商標権侵害の成否が判断されると考えられます。

3 ハッシュタグとしての使用

(1) ハッシュタグについて

近年、SNS 等において、「#」の後に文字列を記載した表示をよく見かけるかと思います。

これは、「ハッシュタグ」と呼ばれている機能の一つであり、同一の SNS 上において、特定の文字列の冒頭に「#」を加えることで、当該文字列がタグ化されます。これにより、同一のタグを付した投稿を検索できるようになることで、話題の共有等を容易に行うことができると言われています。

また、最近では、SNS のみならずメルカリ等のサイトにおいて、このハッシュタグの利用が可能となっており、商品の紹介ページに複数のキーワードをハッシュタグとして掲載することで、特定の興味や関心のある利用者において、これに関連するハッシュタグを検索し、当該興味・関心に合致したウェブページを容易に見つけることができるようになっています。

ハッシュタグの利用が普及したのはごく最近のことだと思われませんが、ハッシュタグとして他人の登録商標を記載した場合に商標権侵害が成立するか否かにつき、先日、興味深い裁判例が出ましたので、こちらをご紹介します。

(2) 大阪地判 R3.9.27

ア 事案の概要及び被告の主張

本件は、被告が、ハンドメイドの商品をメルカリで販売する際に、その販売ページにおいて、ハッシュタグとして原告の登録商標を使用していたところ、当該ハッシュタグとしての登録商標の使用について、商標権侵害が成立するか否かが争われた事案です。

被告の主張の概要としては、ハッシュタグを記載する行為は、あくまでここに記載された内容に興味関心を持つ利用者の検索の便宜のため行うものであり、直接的にハッシュタグに記載された内容から商品の出所を表示したものではないため、いわゆる商標的使用に該当しないというものでした。

イ 商標的使用

少し補足すると、上記のとおり、商標制度は、当該商標

を付した商品の出所が自社であることを示す点にその意義があります。そのため、登録商標であっても、出所を示すために使用されていない場合、例えば、説明文書において登録商標が引用される場合や、単に装飾的に使用されるような場合には、出所を示すために使用されていないとして、商標権侵害が否定されます（商標の意義である出所を示すために使用する態様のことを「商標的使用」と呼びます。）。

ウ 判決の概要

本件において、裁判所は、上記の被告の主張を踏まえた上で、なお、本件におけるハッシュタグとしての登録商標の使用は、商標的使用に該当するとして、被告による原告の商標権侵害を肯定しました。

裁判所は、その理由として、メルカリにおけるハッシュタグは、利用者が特定の販売ページを検索することを容易にするところ、販売者から見れば、このようなハッシュタグの効果により、利用者を自身の販売ページへ誘導し、販売促進を図っていると評価できること、実際にブランド名が付されたハッシュタグに接した利用者は、当該販売ページにて販売されている商品について、当該ハッシュタグが付された商品の名前やブランド名と認識し得ることを挙げています。

また、上記の被告の主張については、ハッシュタグが特定の内容について関心のある利用者がこれを検索するために使用する側面は確かにあるものの、そのことは、利用者における上記の認識を排斥するものではなく、ハッシュタグが特定の関心に合致するものであることを示すとともに、その商品の名前やブランド名として認識することと両立し得ると判断しました。

(3) まとめ

このように、本件では、ハッシュタグの性質に鑑み、これが特定の内容についての関心のある利用者の検索の便宜に用いられることを認めつつ、他方で、商品の出所表示機能も果たすという実際の状況を捉えた上で、結論として、商標的使用に該当することを認め、商標権侵害を肯定しています。

4 最後に

以上のように、商標制度が制定された当時には商標の使用方法として想定されていなかった場合についても、原理原則に立ち返り、商標的使用の該当性が判断されることになります。

そのため、今後、さらに新しい使用方法が生まれた場合であっても、これに登録商標を使用する場合には、一旦立ち止まり、他者の商標権侵害に該当するものではないかを検討の上、慎重に利用する必要があるのではないかと思います。

破産管財人と民法94条2項の第三者 東京地裁令和2年9月30日判決 (金融法務事情2162号90頁)



弁護士 松久 僚成

1. はじめに

本件は、当事務所の細川敬章弁護士が破産管財人として訴訟提起し、勝訴した事件であり、破産実務において参考になる裁判例として、金融実務に関する法律雑誌である金融法務事情に掲載されました。破産法分野などの専門的な内容を含んでおりますが、後記5にて解説を行っておりますので、併せてお読み頂けますと幸いです。

2. ポイント

- ①民法94条2項類推適用により保護される第三者としての破産債権者の善意・悪意は、破産管財人を基準とすべきであり、破産債権者の1人でも善意の者がいれば破産管財人は善意と解すべきである。
- ②破産債権者に悪意の者がいることの立証がされない事情のもとでは、破産債権者の少なくとも1人は善意であったと推認するのが相当である。

3. 事案の概要

A社が破産したため、A社の破産管財人が、A社の財産を管理・処分することとなりました。しかしながら、A社が所有者として登録されていた自動車（以下「本件自動車」といいます。）は、A社の関係者であるYが占有し、使用していました。そこで、破産管財人は、Yに対し、本件自動車はA社の財産であるとして、本件自動車の引渡しを求めました。

これに対し、Yは、登録名義はA社にしているものの、実際に本件自動車を購入したのはYであって、Yが所有権を有していると主張しました。

かかる主張を受けて、破産管財人は、仮にYが本件自動車を購入していたとしても、民法94条2項の第三者に破産管財人が該当するとして、Yが破産管財人に対して本件自動車の所有権を主張することはできないと争いました。

4. 判旨

「仮に被告（注：Y）が本件自動車を前所有者から購入したとしても、被告は、破産者（注：A社）が本件自動車の所有者であるとの虚偽の外観を自ら作出したものである。」

「そして、原告（注：破産管財人）は、…東京地方裁判所から破産者の破産管財人に選任され、破産手続開始決定により破産財団に属する破産者の財産について管理处分権を付与された者であり（破産法78条1項）、破産手続開始決定時における差押債権者と同視され、破産債権者全体の共同の利益のために善良な管理者の注意をもってその職務を行なわなければならない者であるから、本件自動車が破産財団に属するかどうかを主張するにつき、法律上利害関係を有する者である。」

「そして、破産管財人は、あくまで管理機構として破産財団の管理に当たる者にすぎないから、破産者が本件自動車の所有者でないことについての善意・悪意は、破産債権者を基準とすべきであり、破産債権者の一人でも善意の者があれば足りると解されるところ、破産債権者の全員が、破産手続開始決定時に、破産者が本件自動車の所有者でないことについて悪意であったとは想定し難く、破産債権者の少なくとも一人は破産者が本件自動車の所有者でないことについて善意であったと推認するのが相当である。」

5. 解説

- (1) 破産管財人とは
法人が破産した場合には、基本的に、裁判所から選任された弁護士が、当該法人の財産を売却して金銭に換価し、当該法人に対して債権を有する者（以下「破産債権者」といいます。）に対して配当を行います。この弁護士を「破産管財人」と呼びます。
- 本件は、当事務所の細川弁護士が、東京地方裁判所から、A社の破産管財人に選任され、破産手続を進める中で起きた事件でした。本件自動車がA社の財産であるのであれば、破産管財人は、本件自動車をYから取り戻したう

えで売却して、金銭に換価する必要があったため、訴訟を提起して、本件自動車の引渡しを求めました。

(2) 購入者？それとも名義人？
本件のYのように、購入者が他人の名義で登録してしまうと、実際に自動車を購入した者（Y）と、自動車登録上の所有者（A社）が食い違うことになります。このようなケースでは、どちらが真の権利者であるのかをめぐって、争いが生じることがあります。

まず、前提として、自動車の登録については、権利関係を公示する力しかなく、実際の権利関係を認める力はないとされています（この点については不動産の登記も同様です。）。したがって、自動車登録上の所有者であるからといって、直ちにその者が所有権を有するということにはならず、実際にその自動車を購入したのが誰であるかによって、所有権を決めることになります。

そのため、本件では、Yの主張を前提にすれば、本件自動車の所有権は、自動車登録上の所有者であるA社ではなく、実際の購入者であるYに帰属します。

(3) 民法94条2項類推適用とは
しかし、第三者からすると、実際に購入したのが誰であるかなど分からず、自動車登録を信用することが普通です。このような第三者を保護する必要があります。例えば、Bが、自動車登録を確認してA社が所有者であると信じ、A社から本件自動車を購入したところ、Yから、本件のように「本当の所有者は自分である」と主張された場合、自ら他人名義（A社名義）にして混乱を招いたYよりも、それを全く知らずに購入したBに本件自動車の所有権を認めるべきです。

このようなケースにおいて、判例では、民法94条2項を類推適用することによって、権利の外観（自動車登録から読み取れる「所有者＝A社」）が真実でないことにつき善意の第三者を保護してきました。

「類推適用」というのは、その条項が想定しているケースとは厳密には一致しないものの類似している場合に、その条項の適用を認めるというものです。民法94条2項は、YとA社が通謀して自動車登録をA社の名義にしたようなケースにおいて、このような事情を知らない第三者を保護するという条項ですので、Yが勝手にA社名義とただけで、YとA社が通謀していない本件のような場合には直接適用することができませんが、あたかもA社が所有者であるかのような外観となっているという意味では類似するため、類推適用が認められます。

また、法律用語としての「善意」とは、一般的な意味での善意とは異なり、「知らないこと」を意味し、逆に、「悪意」とは、「知っていること」を意味します。

そのため、本判決も、破産管財人が、「実はA社が本件自動車の所有者ではない」ということを知らなかった（善意である）場合には、破産管財人を保護し、本件自動車の引き渡しを認めることとしました（なお、民法94条2項によって保護される「第三者」に破産管財人が該当するのかなという論点もありますが、本稿では割愛します。）。

(4) 破産管財人の善意・悪意はどのように判断すべきか
A社が本件自動車の所有者ではないということについて破産管財人が善意であるか否かにより本件の訴訟の結果が決まるとして、この善意・悪意について、誰を基準に判断するべきであるかという点が問題になります。仮に、一個人としての破産管財人自身の認識を基準にすると、Yが本件自動車を購入したところを偶然にも破産管財人が目撃していた場合などには、A社が本件自動車の所有者ではないことについて知っていた（悪意）ことになります。しかし、破産管財人の役割は、破産者の財産を換価して可能な限り破産債権者に配当を行うものであり、いわば破産債権者のために働く存在です。また、本件自動車が換価対象となり、配当原資となるか否かという重要な問題が、裁判所が選任した弁護士が上記の例のようにたまたま知っていたなどという偶然によって左右されるべきではありません。

そのため、民法94条2項によって保護されるか否かの善意・悪意は、破産管財人自身ではなく、破産債権者の認識を基準とし、破産債権者の中に一人でも善意の者がいれば破産管財人の善意が認められるというのが通説であり、本判決もかかる見解を採用しました。

もっとも、「A社が本件自動車の所有者でないことにつき破産債権者の中の誰かが善意であること」については、破産管財人が立証しなければなりません。しかし、この点について、本判決は、「破産債権者の全員が…悪意であったとは想定し難く、破産債権者の少なくとも一人は破産者が本件自動車の所有者でないことについて善意であったと推認する」としました。つまり、本判決は、破産債権者の全員が悪意であることが明らかにならない限り、破産管財人の善意を認めるというものであり、事実上、破産管財人の立証責任を転換するような画期的な判決であるといえます。

本判決は、破産債権者が多数存在することが一般的であり、全ての破産債権者が破産者の財産状況を完全に把握しているものではないという実態や一般的な経験則をふまえたものであると思われ、破産法分野における重要な先例として、今後も様々な事件において参考にされるものと考えられます。

今回から、橋本聰一先生から引き継ぎ、健康一口メモを担当させていただきます。

大阪大学、滋賀医科大学、大阪警察病院を経て天王寺区・玉造で開業して7年目になります。糖尿病、高血圧、高脂血症など生活習慣病を中心に診療させていただいていますので、そのような内容が多くなるかもしれませんが御容赦ください。

生活習慣病の基本的治療は、適正な食事、運動をしていたくことです。しかし、食事運動も無理をすると持続しないため、工夫が必要となります。とくに食事は個々に決めなければ継続が難しいことが多く、当院では常勤の管理栄養士に相談していただいています。一言では、「腹八分目、バランスの良い食事」となるのですが、具体性が無いですね。どのような食事をすべきか迷っておられる方は、当院での個別栄養指導が役にたつかも知れません。

今回、コロナ禍で運動不足の方も多いのではないかと思います。運動には、有酸素運動、レジスタンストレーニング（筋トレ）などがあり、それぞれを組み合わせることでバランスの良い運動になります。有酸素運動の代表は早歩き、ジョギングなどですが、週3回以上、週150分以上が望ましいとされています。筋トレは、週2～3日が望ましく、腕立て伏せ、スクワット、腹筋などがありますが、腰痛のある方、血圧の高い方などは、無理をしないことが必要です。初めは軽めの運動から開始してください。

早歩きはどこでも簡単に出来る運動であり、私もほぼ毎朝、実行しています。1分間の歩数は100歩で、1万歩を歩くためには100分間必要となりますので、毎日1万歩はハードルがかなり高いと言えます。とはいえ、1日30分間でも開始して継続することが大切です。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：長野県 稲倉の棚田

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
有本 喜英
arimoto@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <https://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん